

合百刈者 三瀬町田諸役
等不可有是

右奉致寄進自趣者、西方一家殿内安全、諸人快樂、殊者諸病悉除、信心安樂、一切願望悉皆成就處也。仍執達如件。
于時永祿元年戊午閏六月八日

西方三郎 在判

其時一代之拾穀祐遍

七月五日。溫井綱貞等、羽咋郡光專寺に、能登に入國せんとする際その馳走を約したるを謝す。

【光專寺文書】 羽咋郡 一三九六

但押水之百姓等、對領主雖不謂儀申候、於有同心者如有聞敷候。可被成其意事專一候。此外不申候。就令入國被罷出、押水三ヶ之百姓被引付可有御馳走之由、令祝着候。就其前々知行分返置候。被得其意、向後御入魂可爲肝要候。恐々謹言。

溫井藤五郎

七月五日 (永祿元年九) 網貞 在判

三宅次郎右衛門尉

網久 在判

三宅八郎四郎

俊景 在判

誓壽坊 參

(當時光專寺は羽咋郡小川村に在り。)

七月七日。溫井綱貞等、鳳至郡本誓寺に、桑屋分の内千疋の地を與ふ。

【本誓寺文書】 鳳至郡 一三九七

此方へ被相退馳走神妙。依之桑屋分之内千疋之地、淨信房・祐正房兩人へ進候。正西五百疋、永徳寺五百疋、浦上之左近四貫六百文可爲手前候。年數者可爲惣並候。彌馳走頼入候者也。如件。

永祿元

七月七日

(溫井) 網貞 在判
(三宅) 網久 在判
(三宅) 俊景 在判

本誓寺

御同宿中

七月十二日。溫井綱貞等、鳳至郡本誓寺に、同寺領阿岸村の内の諸役を免除す。

【本誓寺文書】 鳳至郡 一三九八

追而新町之居屋敷之内新保分貳百刈可爲同前者也。此外端書無之。

阿岸村之内是清三郎次郎分・池田分・是清分・貳見分・谷分如勝山之時諸役皆免、無相違全可有御知行。若余分於有之者可爲運上者也。如件。

永祿元

七月十二日

(溫井藤五郎) 網貞 在判
(三宅次郎右衛門) 網久 在判
(三宅八郎四郎) 俊景 在判

本誓寺

一三九九

【本誓寺文書】

阿岸村七拾餘貫可進候。彌此方へ被一味、御馳走肝要ニ候。百姓召出相尋候處、此地之餘分過參千疋候者、其内可割分候。可被得其意候。仍執達如件。

九月廿四日 (年不詳)

(溫井兵康助) 網貞 在判
(三宅筑前守) 網久 在判
(三宅彦次郎) 網久 在判
(神保宗左衛門) 網久 在判

本誓寺

(第二通は第一通よりも先行するものなれども、年次不詳なるが故に合叙す。その三彦次の諱は總賢なりや將總堅なりや字體明瞭ならず。)

十月。遊佐熊石丸、鳳至郡岩藏寺に田地を寄進